第８号議案

関西広域連合公平委員会に係る事務委託の廃止の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第２項の規定により関西広域連合と奈良県との間の公平委員会に関する事務の委託に関する規約（令和３年関西広域連合告示第３号）を廃止することについて、同法292条において準用する同法第252条の14第３項において準用する同法第252条の２の２第３項の規定により議決を求める。

令和５年３月４日提出

関西広域連合長　三 日 月　大　造

関西広域連合告示第　号

関西広域連合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約

関西広域連合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（令和３年関西広域連合告示第３号）は、令和５年３月31日をもって廃止する。

第８号議案